# 申告が必要か不要かのフローチャート（判断表）

あくまで簡易に判断する場合の、一般的な事例を当てはめたフローチャートです。全ての事例を網羅していません。ここに載っている事例に当てはまらない場合や、載っていない事例もあります。ご不明な点がありましたら、帯広税務署（℡24－2161）または住民税務課住民税係（℡62－9722）までお問い合わせください。

**ス タ ー ト**

令和7年1月1日時点で、芽室町に住んでいる（住民票がある）

いいえ → **芽室町への申告は不要です。**

令和7年1月1日に住民票があった市区町村にお問い合わせください。

はい

**令和6年1月1日から12月31日の間にどんな収入がありましたか？**

**収入なしまたは非課税収入のみ**（遺族年金、障害年金など）

- ・芽室町在住の親族の税法上の扶養になっている → **申告不要**
- ・誰の税法上の扶養にもなっていない
- ・芽室町以外の親族の税法上の扶養になっている → **住民税申告**

**主に年金収入**

- ・年金収入のみで 148 万円（65 歳未満は 98 万円）以下である → **申告不要**
- ・年金収入のみで 400 万円を超える
- ・（年金収入金額に関係なく）年金収入以外の所得が 20 万円を超える
- ・医療費・寄付金控除等を追加して、天引きされた所得税の還付を受けたい※源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合には、還付される所得税はありません。

→ **確定申告**

**主に給与収入**

- ・年末調整が済んでいる（1か所からの給与のみ）
- ・給与収入が 93 万円以下 → **申告不要**
- ・年末調整が済んでいない、内容に変更がある
- ・年末調整したが控除に追加するものがある（医療費控除など）
- ・給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える
- ・1か所から給与の支払を受けている人で、給与や退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える
- ・2か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与や退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える

→ **確定申告**

- ・確定申告の必要はないが、その他所得（雑所得、一時所得など）がある
- ・確定申告の必要はないが、町道民税所得割が課税される可能性があるため、医療費控除など、各種控除を追加したい

→ **住民税申告**

- ・土地や建物、山林の譲渡・売却による申告がある
- ・株式、FX、投資信託、先物取引等による申告がある
- ・事業所得や不動産所得の決算書や収支内訳書の作成について相談がある
- ・住宅取得に当たり連帯債務を組んだ（2人以上でローンを組んだ）／増改築やバリアフリー改修工事等のリフォームを行った／ローンの借り換えを行った／中古住宅を取得し始めて申告をする

→ **税務署で確定申告**